

公益財団法人 東華教育文化交流財団

私費中国人留学生奨学金 2019年度奨学生募集要項

公益財団法人東華教育文化交流財団は、日本の大学もしくは大学院に在（入）学する私費中国人留学生の中から、奨学生を下記のとおり募集します。

【一、応募資格】

2019年4月1日現在、日本の大学学部3年生以上もしくは大学院に在（入）学する私費中国人留学生（台湾、香港、マカオ出身者を含む。）で、留学生活上経済的援助を必要とすると認められ、学力優秀で身体健康な者。

【二、奨学金額】

月額10万円を1年間支給する。（月額5万円を超える他の奨学金との併給不可）

【三、支給期間】

2019年4月度から2020年3月度までの1年以内。但し、選考審査委員会が推薦し理事会の承認を得た者には、通算2年を越えない範囲で継続支給する。

【四、応募方法】

応募する留学生本人が次の書類を直接郵送すること。（提出された書類は一切返却できません。）

1、願書（各項をもれなく記入すること。年齢、学籍、学年は申請時のものではなく、2019年4月1日現在のものを記入すること。）

- ① 写真は、裏に姓名を記入したものを指定の場所に貼付すること。
- ② 研究テーマのみを（学部生においては、学習したい項目を簡潔に）記載し、詳細については研究計画書に記載すること。
- ③ 課程等について「博士課程前期」は、「修士」を選択すること。
- ④ 研究分類については、次を参考に該当するものを選択すること。

「総合系」…情報学、環境学、複合領域など

「人文社会系」…総合人文社会（地域研究、ジェンダーなど）、人文学（哲学、芸術学、文学、言語学など）、社会科学（法学、政治学、経済学、経営学、社会学、心理学、教育学など）

「理工系」…総合理工（ナノ・マイクロ科学、応用物理学など）、数物系科学（数学、天文学、物理学など）、化学、工学など

「生物系」…総合生物、生物学、農学、医歯薬学など

* 分類について不明な場合は、別表「系・分野・分科・細目表」（日本学術振興

会)を参考にして決定してください。

- 2、指導教官の推薦書(推薦者に必ず**厳封**してもらうこと。日本語のみ。)
- 3、質問書
- 4、研究計画書

次の内容をA4サイズ用の紙**1枚程度(必ず姓名を自署すること。本文は手書き不可。両面印刷不可。文字の大きさ10.5p以上)**にまとめて、パソコン等からプリントアウトしたもの。

- ① 研究動機・背景、研究目的・意義、研究方法、研究成果、論文発表・研究実績など(学部生においては、なぜ、その項目内容を学習したいと思ったのか。)
 - ② 将来(卒業までと卒業後)の計画
- 5、次の①又は②のいずれか 1通
 - ① 申請日現在、大学・大学院に在学している者：在学証明書
 - ② 2019年4月から大学院に入学予定の者：入学許可書(合格通知書)のコピー
 - 6、成績証明書(**直近のもの**。博士課程等の学生で成績証明書が提出できない場合は、前課程のもの。コピー可)
 - 7、市区町村の役所が発給する住民票の写し(**個人番号の記載がないもの**)又は在留カードの表裏を鮮明にコピーしたもの。いずれか1通
 - 8、パスポートのコピー(顔写真のあるページ) 1通
 - 9、日本語能力試験、日本留学試験等を受験したことがある場合は、その成績に関する証明書のコピー
 - 10、返信用の**長形3号定型封筒**(235mm×120mm 前後の封筒。**姓名、住所、郵便番号**を記入し**82円切手を貼付**したもの。なお、海外への返信を希望する場合は**90円分の切手**を貼付すること。ただし、海外在住等により切手の入手が困難な場合は、添付不要。

* 1～3の書類は規定の用紙ですので、下記当財団HPからダウンロードしてお使いください。ダウンロードできない場合は、姓名・住所・電話番号を明記の上、郵便、FAXまたは電子メールにて当財団まで請求してください。

* 近年、書類の不備が大変多くなっています。その場合、申請の受理ができないことがありますので、送付前に**上記9点の書類に不備がないか必ず確認してください。**

【五、募集期間】

上記の書類を2018年11月1日から同月20日までに下記【十二】に郵送すること。(郵送に限ります。11月20日付の消印有効。)

【六、採用の可否通知】

提出された書類を選考審査委員会にはかり、理事会の承認を得て奨学生採用の可否を

2019年3月10日までに応募者本人に通知する。

【七、奨学金の支給休止（又は停止）】

次の場合、奨学金の支給を休止（停止）する。

- 1、傷病等により休学する場合
- 2、奨学生としての適性を欠くと認めた場合
- 3、奨学金給与規程に違反しているおそれがある場合（事実関係が確認されるまでの間）

【八、奨学金の支給打ち切り】

次の場合、奨学金の支給を打ち切る。

- 1、願書の記載事項に虚偽が判明したとき
- 2、奨学金給与規程に違反したとき
- 3、傷病等のために就学の見込みを失ったとき
- 4、学業成績または性行が著しく不良となったとき
- 5、休学の事由が不相当となったとき
- 6、退学したとき
- 7、その他、奨学生としての受給資格を失ったとき

【九、転学】

奨学生が転学したときは、特別な事情があると認められる場合を除き奨学金の受給を辞退したものとみなす。

【十、奨学金の返納】

奨学金の支給後において、上記【七】又は【八】の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに支給した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

【十一、奨学生懇親会の参加及び報告書の提出】

- 1、年度内に3回程度行われる「奨学生懇親会」に原則として参加すること。
（首都圏以外の地域に在住する奨学生は、年1回の参加）
- 2、奨学生は翌年2020年1月末までに、過去1年間に学習したこと及び留学生生活の状況についての報告書を提出すること。

【十二、願書等の申請書類の送付先および問合せ先】

公益財団法人東華教育文化交流財団

〒104-0061 東京都中央区銀座八丁目2番12号

TEL 03-3571-7613

FAX 03-3572-5943

URL: <http://www.donghua.or.jp> E-mail: info@donghua.or.jp